

令和 2 年 第 7 回 美 郷 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 2 年 9 月 1 0 日 (木 曜 日) 午 前 1 0 時 開 議

第 1 一 般 質 問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	深 沢 義 一 君	3番	鈴 木 正 洋 君
4番	内 田 清 文 君	5番	泉 美和子 君
6番	森 元 淑 雄 君	7番	高 山 茂 雄 君
8番	細 井 邦 男 君	9番	熊 谷 良 夫 君
10番	伊 藤 福 章 君	11番	鈴 木 良 勝 君
12番	村 田 薫 君	13番	藤 原 政 春 君
14番	深 澤 均 君	15番	熊 谷 隆 一 君
16番	澁 谷 俊 二 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 知 己 君	副 町 長	佐々木 敬 治 君
総 務 課 長	本 間 和 彦 君	企 画 財 政 課 長	高 橋 穰 君
税 務 課 長	小田長 光 仁 君	住 民 生 活 課 長	高 橋 久 也 君
福 祉 保 健 課 長	齊 藤 敦 子 君	農 政 課 長	高 橋 勉 君
商 工 観 光 交 流 課 長	藤 田 信 晴 君	建 設 課 長	木 村 英 彰 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	奥 山 智 佳 等 君	農 業 委 員 会 長	高 橋 正 尚 君
農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	大 澤 修 君	教 育 課 長	福 田 世 喜 君
教 育 推 進 監	木 村 光 紀 君	教 育 推 進 課 長	武 田 浩 之 君
生 涯 学 習 課 長	佐々木 寿 人 君	代 表 監 査 委 員	深 澤 克 太 郎 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	高 橋 博 和	庶 務 班 長 兼 議 事 班 長	高 橋 幸 子
上 席 主 査	佐々木 直 樹		

◎開議の宣告

○議長（澁谷俊二君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（澁谷俊二君） 日程第1、一般質問を行います。

今定例会での一般質問の通告者は、3名であります。

一般質問の順序は、通告の順に許可いたします。

質問者は、一般質問席に登壇して発言をしてください。

◇内 田 清 文 君

○議長（澁谷俊二君） 最初に、4番、内田清文君の一般質問を許可いたします。内田清文君、登壇願います。

（4番 内田清文君 登壇）

○4番（内田清文君） おはようございます。

通告に基づき一般質問をいたします。

まず1つ目、新型コロナウイルス感染症をどのように捉えているか、についてです。

日本では、年明けから新型コロナウイルス感染症によって様々な活動が制限されてきています。美郷町でもラベンダーまつりや美郷フェスタなど恒例のイベントが中止となり、ある意味でつまらない日常を生きることになってしまいました。

秋田県内では、4月以降はしばらく感染者の報告はなく、収束に向かったように見えてましたが、7月下旬に入ってから再び感染者が確認されました。8月3日には、佐竹知事が「感染拡大が進む地域との往来に関する強い注意喚起について」というメッセージを出されています。その趣旨は、真にやむを得ない場合を除いて、首都圏をはじめとする大都市圏への往来を控えるようにという県民へのお願いです。町長はそのちょうど2日後の8月5日に上京予定だということを新聞報道で拝見しました。

そこでまず1点目の質問として、8月5日は予定どおり上京されたのでしょうか。また、その内容は真にやむを得ないものだったのでしょうか。

2つ目として、現時点で新型コロナウイルス感染症をどのように捉えているかを伺います。

感染拡大防止と経済活動という二項対立において、どちらを優先すべきと考えているかについてです。その理由も併せて伺います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。ただいまのご質問にお答えいたします。

8月4日から5日にかけて、私は秋田県町村会用務のため上京いたしました。このことは地元紙の往来記事にあり、議員もご承知のところですが、立場としては、秋田県町村会副会長としての出張でした。この場は美郷町政をたずねる場ですので、県町村会用務についての答弁に是非がありますが、あえて言及いたします。

県内全町村総意の要望をできる限り来年度の国予算に反映させるため、通常は県町村会理事である全町村長が上京して要望を行うところ、今回は新型コロナウイルス感染症を勘案して会長と副会長に要望活動が負託され、予算編成作業を見据えて事前に調整されていた日程で内閣及び省庁の要路の方と面会して要望活動を行い、負託に応えたという次第です。したがって、県町村会においては欠かせない活動であり、私の立場ではやむを得ない出張だったと認識しております。

また、言うまでもありませんが、県町村会事務局では感染防止対策に最大限留意した準備をし、会長並びに副会長の行動をサポートしております。

ご質問の2点目です。結論から言いますと、感染拡大防止と経済活動は、どちらかを優先するという二者択一ではなく、バランスを取って両立を目指すべきものであると認識しております。

理由は、感染拡大防止を優先して経済活動が縮小すれば、結果的に生活は不安定化の方向に向かい、経済活動を優先して感染が拡大すれば、これも結果的には経済活動が縮小し、ひいては生活の不安定化の方向に向かうからです。

私たちが最終的に求める生活の姿は持続的で安定感ある生活です。そのためには、適切に感染拡大防止を図りながら可能な範囲と内容で経済活動を展開する、つまり両者のバランスを取ることであると私は考えております。

以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

次の質問に移ります。

○4番（内田清文君） 2問目、美郷町職員の接遇に関するアンケートについて質問いたします。

平成30年12月定例会において、職員の接遇マナー向上について一般質問いたしました。これに対して、窓口アンケートを来年1月より全課で実施するという答弁をいただいて始まった接遇アンケートは、1月、4月、7月、10月の3か月に1度、それぞれ10日間実施されました。今年の4月で計6回行われたこととなります。しかし、このたび一定の成果が出たことを理由にアンケートは中止するとのことでした。まず、その一定の成果とはどのような成果でしょうか。6回のアンケートで何がつかめたかを伺います。

アンケートが、既成事実をつくるために利用されるということはよくあることです。しかし、もし来庁者へよりよいサービスを提供したいと本気で思うのであれば、アンケートには現れない無数の声をすくい上げるようにするべきです。そのようにアンケートは日々ブラッシュアップされるべきだと思います。アンケートを行って、よい結果しか現れないのだとすれば、そのアンケートの問いが適切ではないと考えられます。町長は、このアンケートをご覧になって、来庁者の声を丁寧に拾い上げられると思いますか。私はアンケートの問いを変えるべきだと思いますが、見解を伺います。

3つ目として、アンケートを行うことによって得られる効果があると思います。定期的に一定期間アンケートを実施することによって、接遇の品質が向上するということがあると思います。アンケートが、サービス品質低下の抑止力になるということです。

もっとも、アンケートだけが全てではありません。来庁者から実際に聞いた話ですが、悪い対応をされて腹を立てている人は律義にアンケートなんて書きません。最終的に常によりよいサービスを提供できればそれに越したことはないですが、それが人間にはなかなか難しい。それをアンケートを取る期間を設けることで引き締める、日々の対応を改めることができると思います。以上のことから、これまでと同様のスケジュールでアンケートは行うべきと考えますが、これについて町長の見解を伺います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

職員の接遇アンケートについては、議員ご説明のとおり、計6回実施しております。その内容は、身だしなみ、挨拶、言葉遣いや態度、聴き取り方、説明の仕方、用件が済むまでの時間、庁舎内の案内表示、窓口の整理整頓の8項目についてで、5段階で評価してもらうものです。

ご質問の1点目の成果についてですが、アンケート調査6回の平均数値が満点5に対して4.72

と高い評価であったこと、定期的なアンケート実施で職員の接遇に対する意識が向上したこと、寄せられた意見を元に業務改善等を図ったことが、私としては成果と捉えております。

特に、自由記載欄にある町民の声で、分かりやすい説明だった、思いやりのある対応だった、などの感想は対応職員の自信につながり、接遇に対する意識並びに意欲の向上に寄与したと考えておりますし、出張所の職員はもっと勉強してほしい、などの意見は、当該業務の担当職員の定期的な業務説明の実施につながり、アンケートを踏まえた成果であると考えております。

ご質問の2点目、よい結果しか現れないのであればアンケートの問いを変えるべきとのご質問ですが、当該アンケートは答えやすい設問か、恣意的な設問でないか、などに留意して項目設定し、回答を誘導するようなことがない形で公正に実施しております。したがって、アンケート実施者が既成事実をつくるために実施しているようなアンケートではありません。

また、よい結果しか現れないとのご認識ですが、先ほど申しましたとおり私どもの業務改善につながるご指摘もありますし、全てがよいわけではありません。したがって、アンケート結果には、ご協力いただいた来庁者のお気持ちが反映されていると私は認識しております。

一方、議員が3つ目のご質問で触れているように、対応が悪くてアンケートに協力する気にもならない方がいらっしゃることを否定はいたしません。現に当該アンケート以外の方法で、対応が悪い旨の苦情もいただいているところです。

しかしながら、だからといって、よい結果しか出ないとすれば問いが適切でない、とのご指摘はいかがなものでしょうか。お答えいただいた結果は、結果として受け止めるべきと存じます。ちなみに、議員のそうしたご認識は、アンケートに真摯にお答えいただいた来庁者のお気持ち、誠実に対応した職員の気持ちをないがしろにしていることとなります。

また、任意アンケートにおいて回収率100%はかなり難しく、そうなっていなければ問いが悪い、あるいはよい結果であれば問いが悪いということ自体、任意のアンケートに対する本質的な捉え方が違うのではないかと存じます。

なお、当該アンケートにお答えいただけなくても、町ではかねてより年3回、広報にご意見葉書きを同封するとともに、役場庁舎や各出張所へのご意見箱「みさとミミーちゃん」の設置、町ホームページへのお問合せメールの設置など、多様な手法で町民の声をいただく場を設けており、いただいた内容に応じて適切に対応してきているところです。

したがって、美郷町は、町長部局並びに町議会も含めて、全体として多様な手法で、多様な声をいただける体制となっております。当該アンケートについては、接遇における基本的項目で構成しておりますので、当面はこの項目で継続してまいりたいと存じます。

最後にご質問の3点目。これまでと同様のスケジュールでアンケートを実施すべきとのご提案ですが、役場全体で行うアンケートについては、4月に実施した後、新型コロナウイルス感染症の感染予防に伴う庁舎滞在時間の短縮等の観点で、中止ではなくて当面は休止しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の庁舎側の感染予防策も充実してきたことから、今後も接遇アンケートを実施してまいりたいと存じます。

接遇は、人対人の世界ですので、双方の公務に対する価値観や感情の揺らぎなどによって、受け止め方や評価に違いが生ずるものと存じますが、その違いの幅をできるだけ小さくしていくよう、サービス提供側として引き続き職員の意識向上並びに対応向上に努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、4番、内田清文君の一般質問を終わります。

◇泉 美和子 君

○議長（澁谷俊二君） 次に、5番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（5番 泉 美和子君 登壇）

○5番（泉 美和子君） おはようございます。

私は2つの問題について一般質問いたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

新型コロナウイルス感染が再び全国拡大しています。県内でもクラスターや感染経路が不明な感染者が出るなど、住民の不安も高まっています。新型コロナは誰もが感染し得る可能性があるものです。感染するかもしれないということを前提に、しっかりとした検査と医療体制の充実を図ることが重要だと思います。感染拡大防止のためにはPCR検査を増やして、軽症者や無症状の人を含め広く感染者を把握することが重要だと思いますが、いかがお考えでしょうか。

日本のPCR検査数は、諸外国に比べ、あまりに少ないことが問題視されています。こうした中、東京世田谷区や千代田区など自治体独自でPCR検査を拡充する動きが広がっています。介護や保育などの施設で働く人たちを対象に、定期的にPCR検査を実施するというものです。このような取組が全国的に実施されれば、長期に経済を停滞させることなく誰もが安心して行動すること、生活することができるのではないのでしょうか。市中感染の広がりにも備え、PCR検査を

抜本的に拡充するよう、次の点について国、県に要望するよう求めるものです。また、町としても体制づくりができないか、お伺いをいたします。

誰でも不安を感じたら検査を受けられるようにすること。

医療、介護、障害者、福祉施設、教育、保育、学童保育などの現場での定期的なPCR検査を実施すること。また、これら関係施設の出入り業者に対しても検査を実施することです。

国は、新型コロナに関する緊急包括支援交付金を拡充し、福祉分野で働く職員に1人当たり5万円の慰労金を支給することとしましたが、対象は高齢者や障害者分野に限定され、保育所や児童養護施設など子供分野の施設については、重症化リスクが低いとして慰労金の対象外としています。

こうした中、全国では国の慰労金の対象から外された保育所や学童保育など、子供分野で働く職員を対象に慰労金の独自給付を行う自治体が広がっています。山形県では児童関係施設の職員に1人当たり5万円の慰労金を支給、県内でも由利本荘市が学童保育指導員に1人最大5万円の慰労金支給を決めています。当町でもぜひ実施するよう求めるものですが、見解をお伺いいたします。

6月議会でも質問しましたが、新型コロナの影響で会社都合により職を失った方への支援金を給付することについて伺います。

井川町では、1人当たり20万円の就活支援金を支給することとしました。当町では、企業への雇用促進支援金を給付し、雇用不安の軽減対策を取っており、喜ばれておりますが、井川町のよりに失業者への直接支援金を支給するよう求めるものですが、見解をお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） はじめに、PCR検査関係のご質問にお答えいたします。

PCR検査の流れについては議員もご存じと思いますが、発熱などの症状があり、帰国者・接触者相談センター、あるいは医師によって検査が必要と判断された方のみが、県指定の接触者発熱外来検査を受けることになっております。そのため、無症状の方の検査は現在のところ行われておりません。

現在のPCR検査体制ですが、当初1日100件の検査能力でしたが、現在は200件まで可能となり、さらに300件まで増やせるよう県が関係機関と交渉中とのことでした。

また、帰国者・接触者相談センターに相談した結果、検査対象にならなかった方でも医師が必要と判断した場合は接触者発熱外来で検査が受けられるようになりましたので、以前よりもPCR

R検査を受けやすい体制となっているところです。

PCR検査はそもそも感染の有無、つまりは感染把握するための1つの手法ですので、その意味で答弁すれば、感染者を把握するために広く検査を実施することは私も重要なことと認識しております。

ただし、自分の不安解消を主たる目的に検査を実施することになれば、検体採取、検体分析、分析結果の伝達という一連の流れに不要な負荷をかけることにもなりかねず、結果、本来迅速な検査及び対応が必要なケースに支障が生ずる懸念もありますので、推進するべきとは安易に申し上げられません。

次に、定期的検査等に係るご要望についてですが、日本渡航医学会によると、政府からの依頼によりビジネス渡航者等への自由診療によるPCR検査が可能な医療機関は、東北では宮城県と山形県の2医療機関とのことです。秋田県内では実施している医療機関がないため、全て行政検査の扱いとなっております。

そのような中、秋田県では帰国者・接触者外来を行う仮設診療所を二次医療圏ごとに1か所ずつ設置しました。大仙保健所管内では大仙市に7月10日に開設され、当初週1回の開設でしたが、管内で感染者が確認されたことから9月2日からは週2回に増やし、医師を含む4人体制で運営されているところです。このように関係機関並びに関係者は、状況変化を適切に受け止め、懸命に的確な対応をしているところです。

こうした実態の中で、誰でも検査を受けられるよう、そして教育や保育等の現場関係者及び出入り業者も含めて定期的な検査を実施するよう要望してほしい旨のご質問ですが、関係人員や関係予算、関係機器など全ての面で議論が必要であること、検査行為に何の意味を持たせるのか整理が必要なこと、さらに不用意な行動は関係者の精神的動揺も含めて、いたずらに現場を混乱させる懸念があることなどから、議員ご要望の内容で国、県に要望することは現在考えておりません。

また、町独自に議員ご質問の内容を具現化することも難しいものと存じますので、町としては、情報発信、相談等についてしっかりと対応し、町民の不安軽減等を図ってまいりたいと存じます。

次に、独自の慰労金制度についてですが、令和2年度のこども園職員は、現在、町職員42名、会計年度任用職員107名、合計149名となっております。また、放課後児童クラブ職員は、現在、会計年度任用職員が27名となっております。

国の第二次補正予算において医療機関職員及び介護・障害福祉サービス施設職員に対する慰労

金支給が盛り込まれましたが、保育士及び放課後児童クラブ職員は支給対象とされませんでした。その理由は、1つ目に児童が感染しても重症化するリスクが高いとは必ずしも言えないこと、2つ目に施設利用者数にかかわらず施設運営費が通常どおり支給されていることなどが挙げられており、県においても現在のところ、保育士及び放課後児童クラブ職員に対し慰労金を支給する考えはないとのことでした。

町では、町内の小中学校を臨時休校とした際、放課後児童クラブを朝から夕方まで行うことにしましたが、その際定められた勤務時間を超過しないよう支援員人数を3つの児童クラブで計7名増員して対応しており、職員に過度な負担がかからないよう配慮しておりました。こうしたことから、こども園職員及び放課後児童クラブ職員に対する慰労金の支給については、現段階では考えておりません。

なお、認定こども園並びに放課後児童クラブの職員には、小中学校の職員と同様子供たちを対象に日々頑張ってもらっていると認識しており、働きに対する評価はしっかりと持っているところではあります。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響による離職者への支給金給付についてです。

大曲公共職業安定所管内における事業主都合による離職状況は、令和2年3月から7月までが162名で、平成31年3月から令和元年7月までと比較して66名増加しております。新型コロナウイルス感染症の影響による解雇は、6月定例会の一般質問において、大曲公共職業安定所管内の大仙市及び美郷町では、6月16日時点で30名確認されていることを報告しておりましたが、現在は新型コロナウイルス感染症の影響による解雇数は集計していないとのことでした。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により離職された方は、9月9日現在、美郷町では14名確認されております。

こうした離職者には、雇用保険に加入している場合、年齢、被保険者期間や解職理由などに応じて、失業中の生活を心配せずに求職活動ができるよう国が失業手当を給付しておりますので、町が独自に求職活動を支援する意味合いの支援金を給付することは、雇用保険制度の根幹に触れることとなりますので、現在のところ美郷町では考えておりません。

また、失業手当が給付されない週20時間未満の労働時間で雇用されていた方、または31日未満の雇用期間で雇用されていた方については、令和2年7月現在の町、角館、両公共職業安定所管内の有効求人倍率は1.08倍で、求人数が求職者数を上回っている状況ですので、早期に求職活動に取り組んでいただくことを望みたいと存じます。

なお、町では就業機会の拡大を図る目的で、就業に役立つ資格取得に関する受講料等の半額を

助成する資格取得サポート事業や、職業訓練団体が行う講習会等の受講料の全額を助成する職業訓練等支援事業を実施しているところです。

また、事業者側に雇用を促すため、雇用期間を定めず60歳未満の町民を町内事業所で雇用した事業者には雇用1人につき60万円、3か月以上の雇用期間で町民を町内事業所で雇用した事業者には雇用1人につき月額5万円、新型コロナウイルス感染症の影響により失業した町民を3か月以上の雇用期間で雇用した町内事業者には雇用1人につき月額5万円、町外事業者には雇用1人につき月額2万5,000円を雇用促進支援金として給付しており、失業者等の就業促進に努めているところです。これまでの実績ですが、雇用期間を定めず60歳未満の町民を正社員として雇用した5事業者に対して、計7人分の給付決定をしております。

以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）5番、泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○5番（泉 美和子君） PCR検査について少し伺います。

国のほうでもだんだん検査体制を増やすようにしていることはもちろんですけども、そして県に対し、先ほど私が言いましたいろいろな施設だとか、そういう感染が拡大している、発症している地域においては定期的な検査を実施するよう要望しているというような報道もありました。そういうことも決めたと。同時に、しかし全国知事会などでは要望されても財源的な問題があると。そういうことで知事会としてもそういう財源の確保と体制をとということを国に要望しているというような報道などもありましたので、ぜひ地域からそういう声を上げていくことは大事だと思いますので、町村会とかそういうところでもぜひ要望していただきたいということを、もう一度お伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いいたします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

知事会の要望については、詳細を把握しておりませんので分かりませんが、いずれ、PCR検査は県が仕切ってやっているという事実を踏まえ、県の立場でそうした要望をすることはあるかもしれないと思います。

しかしながら、私ども市町村の立場では、県とは違う立場でありますので県が要望するのは違う観点で私どもは物事を考えないといけません。そうした際の答弁については、先ほど最初の答弁で申し上げたとおりでありますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

次の質問に移ります。

○5番（泉 美和子君） 国保税の子供の均等割の減免措置を導入することについて伺います。

均等割については、加入者一人一人に賦課されるために、子供が増えると世帯の負担が重くなるもので、他の健康保険制度にはない子育て支援に逆行するものです。全国知事会なども国に要望し、また独自の減免制度を実施する自治体も広がっていることはこれまでの質問でも述べてきましたが、新年度に向け、ぜひ実施するよう求めるものです。町単独で全額免除する場合、どれくらいの財源が必要か伺います。

コロナ禍の下、住民生活は厳しくなっています。子育て支援策としても引き続き国に対し、子供の均等割を減免する支援制度創設を要望するとともに、新年度に向け町独自の減免制度の実施を求めるものですが、見解をお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

美郷町では、18歳以下の被保険者は252人おり、うち66.3%に当たる167人が7割、5割、2割の軽減に該当しております。また、保険税が減免されている被保険者も7人おり、69.0%の方々が軽減や減免措置が講じられているところです。

ご質問の18歳以下全員の均等割を減免した場合の必要財源ですが、試算では約560万円となります。なお、子供に係る均等割保険税の減免を実施している市町村は、秋田県にはありません。調べた範囲では東北で4市、全国では40市町村となっているところです。

こうした実態となっている背景には、ご要望内容は各市町村が独自制度として実施するというよりも、本来的に法に基づいて全国一律の制度として運用されている国民健康保険制度の中で、財源の観点や制度の持続性の観点できちんと検討され、その結果として全国一律の制度にすべきとの認識が存在しているからではないかと存じます。

事実、議員もご存じと存じますが、本県においては子供に係る均等割保険税について、県町村会が全町村の総意として国に制度化の要望をしており、令和2年8月も厚生労働省に軽減するための支援制度創設を求めているところです。したがって、現在、美郷町が町単独で制度化することは考えておりません。

以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、5番、泉 美和子君の一般質問を終わります。

◇鈴木正洋君

○議長（澁谷俊二君） 次に、3番、鈴木正洋君の一般質問を許可いたします。鈴木正洋君、登壇願います。

（3番 鈴木正洋君 登壇）

○3番（鈴木正洋君） 通告に基づき一般質問をいたします。

テーマは、六郷地区にある施設の利活用についてです。

昨年12月の定例会で「湧太郎」の利用について質問をしました。それから半年以上がたち、六郷地区にある様々な施設の状況が違ってきましたので、改めてお聞きしたいと思います。

はじめに、質問の3項目を述べてから、そのように考える理由や背景などについての説明をします。

質問その1、保健センターを今後どのように活用していくつもりか。質問2、湧太郎にある美郷屋で野菜販売はうまくいっているか。サテライト六郷をミニ・道の駅と位置づけて、野菜の直売を行ったほうが売上げは伸びるのではないか。質問3、サイクリストが集うサイクルサポートステーションを湧太郎に設置してはどうか。

まずは、保健センターについてです。今年5月、福祉保健課健康対策班が保健センターから役場庁舎へと移転しました。現在、職員は保健センターに常駐せず、乳幼児健診などがあるときだけ開所することになっています。保健センターは、公共施設等最適化実施計画の中でこれまでと同様の取扱いをする施設に分類されていましたが、計画をまとめた当時とは状況が違ってきました。今後の活用方針はどのようにお考えですか。

続いて、湧太郎とサテライト六郷に関する自分なりの現状認識について述べます。今年1月、「湧子ちゃん」にあった販売コーナーが湧太郎の美郷屋へ移転しました。野菜と特産品の販売強化を図るためと、政策等意見交換会では説明を受けております。夏を迎え、湧太郎へ足を運ぶ人は昨年よりも増えていると感じます。しかし、野菜の販売状況はあまり芳しくないように見受けられます。美郷屋はスペースが狭く、決して野菜の品ぞろえがよいとは言えません。その上、近くでは野菜を扱う小売店が営業をしています。美郷屋としても競合する店には遠慮があるのではないのでしょうか。

サテライト六郷については、テナントで入居していた衣料品店とサイクルショップが撤退し、スペースが空いたままの状態となっています。また、「自転車の町」である美郷町にとってサイクルショップがなくなったことは、自転車愛好者の育成やサポート、大会の運営などに関して小さ

くない影響があるようにも思います。

ここまで挙げたようなことから、私は美郷屋の野菜直売部門をサテライト六郷の空きスペースに移してはどうかと考えました。サテライト六郷は湧太郎よりも広く、近くには競合する店もありません。交通量の多い国道沿いに立地し、広い駐車場もあり、第二のミニ・道の駅とするには最適です。

そしてもう一つ、美郷町が全国に誇れる自転車の町であるならば、まちなかエリアの真ん中にある湧太郎にはサイクルサポートステーションがあつてしかるべきだと考えました。サイクリストのためのまちづくりを進める自治体の中に、サイクルサポートステーションを設置するところが増えていきます。町を訪れたサイクリストが必ず寄る、いわば自転車旅行者のための駅です。近くでは岩手県西和賀町があります。サイクルサポートステーションにはスポーツ用自転車をかけるラックがあり、工具や空気ポンプなどの貸出し、情報提供などのサービスが行われています。自転車の整備ができる専門スタッフも常駐し、荷物を預けられるコインロッカーもあります。自治体によってはシャワールームを備えているところもあると聞きました。以上、私の考えについての説明はここまでです。

質問の締めくくりに改めて3項目を復唱して終わりにしたいと思います。

1番、保健センターを今後どう活用していくつもりか。2番、湧太郎にある美郷屋で野菜販売はうまくいっているか。サテライト六郷をミニ・道の駅と位置づけて野菜の直売を行ったほうが売上げが伸びるのではないか。3番、サイクリストが集うサイクルサポートステーションを湧太郎に設置してはどうか。以上3項目について、松田町長のお考えを伺います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） はじめに保健センターについてですが、町内唯一の健康指導施設で、将来にわたって適切に管理していく施設として、美郷町公共施設最適化構想において調査、評価の対象としないことを決め、美郷町公共施設等最適化実施計画ではこれまでと同様の取扱いとする施設に分類しているところです。

今年5月、子育てや介護、精神疾患、虐待など複数の問題を抱える家庭等に対し、健康医療分野、福祉分野、教育分野など総合的な支援を展開するとともに、感染症発生時の迅速な対応も見据えて保健センターに勤務していた職員を役場庁舎に移動させましたが、保健センター機能としては従前と同様で、常勤職員がいない点を除けば状況に大きな変化はありません。そのため、議員ご説明の乳幼児健診のほか健診結果説明会や健康相談、各種団体会議などを保健センターで展

開しており、5月から8月までの実績は50日余りとなっております。

なお、昨年度に比べますと利用日数は少ないですが、それは新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う各種教室や会合などの開催中止や開催自粛の影響です。いずれ、これからも保健センターとしての機能は発揮してまいりますし、さらに今後、災害時の救護所機能も持たせる予定ですので、美郷町医療協議会の医師会員の協力を得ながら救護所に必要な備蓄品を用意し、災害時の対応に備えてまいりたいと存じます。

次に、サテライト六郷の空きスペースに美郷屋の野菜直売部門を移してはどうか、とのご提案についてです。「手作り工房湧子ちゃん」の販売機能を「名水市場湧太郎」に移動した目的は、議員がおっしゃるとおり一義的には湧子ちゃんの野菜、特産品等の販売強化を図るためということですが、加えて、湧太郎に特産品等の販売機能を持たせることで、観光拠点としての魅力アップ等を図り、まちなかエリア全体のにぎわい創出につなげたい目的もあります。

ご質問の美郷屋は、あきた美郷づくり株式会社が令和2年1月10日から営業しており、その売り上げ状況は、野菜も含めての話ですが、今年度4月から8月までの期間で約890万円、昨年度同期の湧子ちゃんの売り上げが約980万円ですので、それに比べると90万円ほど減少しているとのことですが、これは新型コロナウイルス感染症に伴う営業自粛等の影響だろうと伺っております。したがって、移転から1年も経過していない中、また新型コロナウイルス感染症という未曾有の環境変化の中、湧子ちゃんの湧太郎への移転について評価するのは時期尚早ではないかと存じます。美郷屋については、今後も湧太郎内において頑張っていたきたいと考えております。

なお、サテライト六郷については、町が所有する施設ではありませんので、施設所有者である六郷開発株式会社にテナント募集について確認をいたしました。現在のところ募集は行っていないとのことでした。

次に、湧太郎にサイクルサポートステーションがあつてしかるべきとのご提案についてですが、一般的なサイクルサポートステーションは中長距離のサイクリストのために、水分や栄養の補給、トイレ、簡易な修理等ができる機能を有するところと承知しております。

町では、平成31年3月に、美郷町観光振興計画を策定し、サイクリングも含むアウトドア・アクティビティを推進していくこととしております。特にサイクリングに関しては、道の駅、町内3温泉、JR駅、そして湧太郎に、中長距離のサイクリスト向けのバイクラックや工具を備え付ける計画としているところです。

今後、計画内容の具現化に向かっていくわけですが、計画にある各施設の特徴を踏まえながら、議員ご説明の「にしわがサイクルステーション」も参考にして、詳細な整備内容を今後検討して

まいりたいと存じます。

以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）3番、鈴木正洋君の再質問を許可いたします。

○3番（鈴木正洋君） 保健センターについてですが、公共施設の1つとしてほかの団体への貸出しなどを考えているということはあるのでしょうか。例えば、具体的に言うと商工会などですけれども。

あとは、その保健センターだけでなく、この中央行政センターの在り方について、中央行政センターの跡地に建てられる中央ふれあい館から集会機能を移すと、その施設が建てられることになっていますけれども、それについてのお考えもお聞かせいただきたいと思います。

○議長（澁谷俊二君） 3番議員、最初の質問は町長に答弁させますけれども、次の2番目につきましては質問要旨になかったので控えさせていただきたいと思います。

答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

保健センターの他団体への貸出しは、誠に実務的な話ですので、担当課長に答弁させます。

○議長（澁谷俊二君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） ただいまの再質問にお答えいたします。

現在のところ、コロナウイルス感染症の拡大防止という観点から考えますと、今のところほかの団体に貸出しするという事は考えておりません。

以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 3番議員、再々質問ありますか。（「はい」の声あり）3番、鈴木正洋君の再々質問を許可いたします。

○3番（鈴木正洋君） それでは、道の駅ではなくて湧太郎のことについてお聞きしたいと思えます。

現在、道の駅が大規模改修ということに取り組まれていますけれども、ぜひ次は湧太郎のほうにも取り組んでいただけないものかなと思っております。12月の一般質問でも述べましたけれども、ワンフロア化もぜひ改修して実現していただきたいなと思えますし、今年になってコロナという問題がありまして、それによってちょっと物の見方も変わってきてまして、今この時代に人が大勢集まる施設であるにもかかわらず自動ドアが設置されていないと、ちょっとこういうふうな設備面で弱い点が湧太郎にはあるのではないかなと思えますので、町の顔である湧太郎もぜひ今

後改修計画を立てて取り組んでいていただきたいなと思います。松田町長、これから先、湧太郎について改修をどのように考えているとか、あとはどういったふうに取り組んでいきたいとかという思いにつきまして、ぜひ一言いただきたいと思います。

○議長（澁谷俊二君） 3番議員、通告にないことは約束事ですので答弁は控えさせていただきます。（「あの、よろしいですか」の声あり）再々質問は終わっておりますけれども。いろいろな施設を新しくするとかそういう部分についてはこの要旨には入っておりませんので、そういうことですので、町長、答弁を控えさせていただくということでございます。ご理解をお願いします。

これで3番、鈴木正洋君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（澁谷俊二君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

9月11日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午前10時47分）

